

第2期中期目標期間 業務実績評価シート① 集計表

大項目	中項目	小項目	法人 自己評価	委員の 異なる評価	異なる評価を出した委員数	
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置						
1 教育に関する目標を達成するための措置						
(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置						
学部教育						
業務実績 報告書の 該当 ページ	3	ア	Ⅲ			
	4	イ	Ⅳ			
	5	ウ	Ⅲ			
	7	エ	Ⅳ	Ⅲ	1	
	12	オ	Ⅲ	Ⅳ	1	
	13	カ	Ⅳ	Ⅲ	1	
	14	キ	Ⅳ	Ⅲ	1	
	14	ク	Ⅲ			
	15	ケ	Ⅲ			
	15	コ	Ⅳ	Ⅲ	1	
	16	サ	Ⅳ	Ⅲ Ⅲ	2	
	大学院教育					
	17	ア		Ⅲ		
	18	イ		Ⅲ		
18	ウ		Ⅲ			
19	エ		Ⅲ			
20	オ		Ⅲ			
21	カ		Ⅲ			
専攻科教育						
21	ア		Ⅲ			
22	イ		Ⅲ			
22	ウ		Ⅲ			
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置						
22	ア		Ⅳ	Ⅲ Ⅲ	2	
23	イ		Ⅲ	Ⅳ Ⅳ	2	
24	ウ		Ⅲ	Ⅳ	1	
24	エ		Ⅲ			
25	オ		Ⅲ	Ⅳ	1	
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置						
26	ア		Ⅲ	Ⅳ	1	
26	イ		Ⅲ			
27	ウ		Ⅲ			

第2期中期目標期間 業務実績評価シート① 集計表

大項目	中項目	小項目	法人 自己評価	委員の 異なる評価	異なる評価を出した委員数	
2	研究に関する目標を達成するための措置					
	(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置					
	28	ア		Ⅲ		
	28	イ		Ⅱ		
	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置					
	29	ア		Ⅲ		
	30	イ		Ⅲ		
	30	ウ		Ⅳ	Ⅲ	1
	31	エ		Ⅲ		
	32	オ		Ⅲ		
	33	カ		Ⅲ		
	3	附属病院に関する目標を達成するための措置				
		(1) 医療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置				
		34	ア		Ⅳ	
		35	イ		Ⅲ	Ⅳ
36		ウ		Ⅲ		
37		エ		Ⅳ		
39		オ		Ⅲ		
40		カ		Ⅲ		
40		キ		Ⅲ	Ⅳ	1
42		ク		Ⅳ	Ⅲ	1
44		ケ		Ⅲ		
(2) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置						
45		ア		Ⅲ		
45		イ		Ⅲ	Ⅳ	1
46		ウ		Ⅳ	Ⅲ	1
47	エ		Ⅲ			
(3) 研修機能等の充実に関する目標を達成するための措置						
48	ア		Ⅳ	Ⅲ	2	
				Ⅲ		
				-		
50	イ		Ⅲ			
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置					
	52	ア		Ⅲ		
	52	イ		Ⅲ		
	53	ウ		Ⅲ		
5	国際交流に関する目標を達成するための措置					
	54	ア		Ⅲ		
	55	イ		Ⅲ		

第2期中期目標期間 業務実績評価シート① 集計表

大項目	中項目	小項目	法人 自己評価	委員の 異なる評価	異なる評価を出した委員数
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置					
1 法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置					
	56	ア	Ⅲ		
	58	イ	Ⅲ		
2 人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置					
	59	ア	Ⅲ		
	60	イ	Ⅳ		
	60	ウ	Ⅲ		
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置					
	61		Ⅲ		
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置					
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置					
	62	ア	Ⅲ		
	64	イ	Ⅲ		
	66	ウ	Ⅲ	Ⅱ	1
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置					
	67	ア	Ⅲ		
	68	イ	Ⅲ		
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置					
	69		Ⅲ		
第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置					
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置					
	69		Ⅲ		
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置					
	71		Ⅲ		
第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置					
1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置					
	72		Ⅲ		
2 安全管理に関する目標を達成するための措置					
	74		Ⅲ		
3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置					
	75	ア	Ⅳ		
	75	イ	Ⅲ		